

～消費者注意情報～

インターネットで手軽に一儲け？！
～簡単に高額収入を得られるという情報商材※1の販売に要注意～

(平成 30 年 9 月 18 日)

相談事例 1

「アフィリエイト広告※2)で誰でも簡単に毎月50万円稼げる。」というSNS広告を見て会員登録したところ、事業者から電話があり、「アフィリエイトで稼ぐ方法が記載された教材を購入しないか。アドバイスなどサポート体制も万全だ。」と勧誘された。40万円支払って契約すると、契約書とPDFの教材が送られてきた。しかし、実際のサポートはなく、アフィリエイト広告へのアクセス数が実際より過少に計上されたり、商品が売れないと報酬が支払われないなど事前の説明と違っていた。解約返金を希望する。(20歳代女性)

相談事例 2

副業サイトで「必要な操作はスマホをタップするだけ。簡単に収入が得られる。」というPR動画をみて1万5千円のDVDを購入した。後日、電話でそのDVDの説明を受け、その時初めて、自分のSNSにDVDで紹介しているリンクを貼り、そのリンクから商品が売れると1件3千円の報酬をもらえる仕組みであることがわかった。さらに、購入済みのDVDだけだと高収入を稼げないと言われ、75万円のPDF形式のマニュアルを追加購入した。マニュアルの指示どおりにやってみたが、操作が難しく、素人の私には簡単にはできないことが分かった。誰でも簡単にできるという事前の説明と違うので、解約したい。(40歳代男性)

※1 インターネットの通信販売等で、副業、投資、ギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報。PDF形式などの電子媒体をパソコンやスマートフォン等を使ってダウンロードさせるのが一般的。動画、メールマガジン、冊子、DVD等の形式をとる場合もある。

※2 広告手法の一種。Webサイトやメールマガジンなどに貼った広告から商品が売れると、サイト等の管理者に広告主の企業等から報酬が支払われるというシステム

ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 情報商材は購入するまで実際の内容を確認することができません。購入にあたっては慎重な判断が必要です。

情報商材は、購入するまでは内容を確認することができないため、広告や事前の説明と違って、実際にはあまり価値のない情報であったというトラブルが絶えません。

儲け話につられてその場ですぐに契約をしないことが重要です。

また、広告にはなかった別の高額契約をしないと儲からないなどと勧誘されたら、話が違うと言って契約をきっぱり断りましょう。

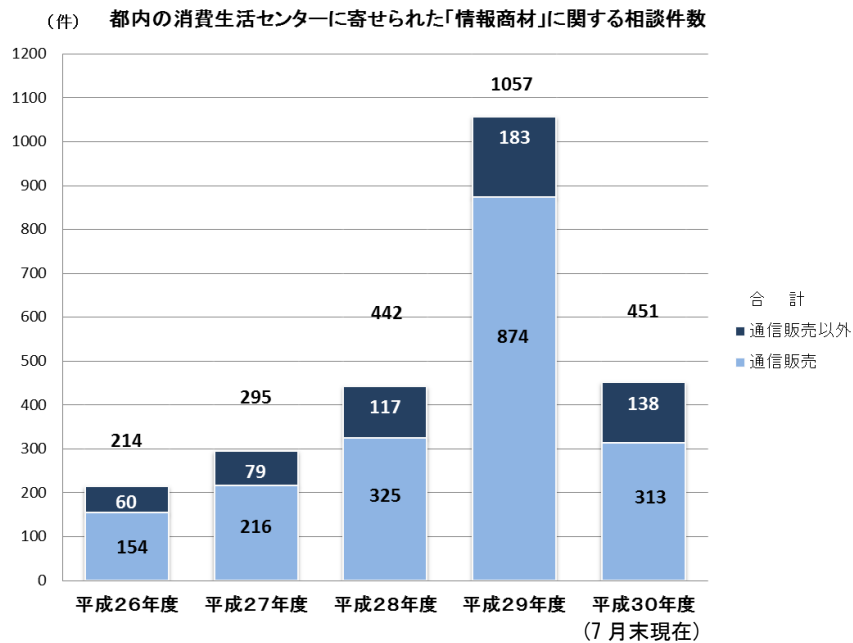


★ 簡単に高収入を得られることを強調する広告・宣伝をうのみにしないようにしましょう。

情報商材の広告では、簡単な作業で大金を手に入れた人が実在しているかのような広告を行って、「100%元が取れる」「返金保証がある」等と宣伝していますが、約束が守られない事例も多いです。安易に信用しないように注意しましょう。

★ 困ったときは、消費生活センターに相談を！

契約内容に疑問が生じたときや事業者の対応に不審な点がある場合には、最寄りの消費生活センターにご相談ください。



東京都が発表した消費者を誤信させて情報商材等を販売した事業者に関する調査情報
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/shobun/>

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)
 お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口にご相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>